特定相談支援事業所 れいめい 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清恵会(以下「事業者」という。)が開設するれいめい(以下「事業所」という。)が行う指定特定相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った、適切かつ円滑な指定計画相談支援(以下「相談支援」という。)の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は 社会生活を営むことができるよう、利用者等の意向、適性、障害の特性その他の事 情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係行政庁、地域の保健・医療・福祉サービス機関と 連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、自らその提供する相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 前4項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 れいめい
 - (2) 所在地 大分県別府市小倉町27番12号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業 所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、利用者等からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日は、月曜日から金曜日。ただし、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く。
 - (2) 営業時間は、午前10時から午後5時までとする。

(相談支援の内容等)

- 第6条 事業所が行う相談支援の内容及び提供方法は、次のとおりとする。
 - (1) 事業所は、指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施する。
 - (2) 事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用 者宅等への訪問による面接を行い、適切にアセスメントを行う。
 - (3) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、以下の事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。
 - ア 利用者及びその家族の生活に対する意向
 - イ 総合的な援助の方針
 - ウ 生活全般の解決すべき課題
 - エ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
 - オ 福祉サービス等の種類、内容、量
 - カ 福祉サービス等を提供する上での留意事項

- キ モニタリング期間に係る提案
- (4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス 等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し同意を得た上で、当該サー ビス等利用計画案を利用者等に交付する。
- (5) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案(支給決定内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案をいう。)に位置づけた福祉サービス事業等の担当者(以下、「担当者」という。)を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成する。
- (6) サービス等利用計画には、以下の事項を記載するものとする。
- ア 利用者及びその家族の生活に対する意向
- イ 総合的な援助の方針
- ウ 生活全般の解決すべき課題
- エ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- オ 福祉サービス等の種類、内容、量
- カ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- キ モニタリング期間に係る提案
- ク 福祉サービス等の利用料
- ケ 福祉サービス等の担当者
- (7) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者等に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付する。
- (8) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(以下、「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (9) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町村が定めたモニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し面接を行うほか、その結果を記録する。

(利用者から受領する費用及びその額)

- 第7条 相談支援を提供した際には、利用者から市町村が定める負担上限月額の範囲 内において、相談支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない相談支援を提供した際は、利用者から厚生労働省令で定 める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項のほか、通常の事業の実施地域以外の利用者等を訪問して相談 支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。 なお、事業所の車を使用した場合の交通費は、1キロメートルにつき20円を徴収 することとする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、 当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、 当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(計画相談支援給付費の額に係る通知等)

- 第8条 事業所は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し受領証を交付し、当該計画相談支援給付費の額を通知するものとする。
- 2 事業所は、利用者から法定代理受領を行わない相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を 記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、別府市全域とする。

(苦情解決)

- 第10条 提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した相談支援に関し、関係法令により行政庁が行う命令及び検査に適切に応 じ、調査等に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとす る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、 その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 事業所は、職員の資質向上のため、研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3箇月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当 該相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) サービス等利用計画
 - (2) 具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(委任)

第13条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 (平成24年9月8日規程第55号) この規程は、平成25年2月1日から施行する。 附 則 (令和元年5月25日規程第35号) この規程は、令和元年5月25日から施行する。 附 則 (令和4年8月21日規程第59号) この規程は、令和4年8月21日から施行する。 附 則 (令和7年1月1日規程第3号) この規程は、令和7年1月1日規程第3号)